解　散　命　令　公　告

経済産業省公告第30号

別表の上欄に掲げる組合は、その所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき行った解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。

平成30年３月29日　　中国経済産業局長　波留　静哉

別　表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
天照建設骨材事業協同組合 広島県福山市松浜町１－１－４	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
シーエス・ネットワーク協同組合 岡山県倉敷市児島味野二丁目２番85号	同上
日海研協同組合 広島県呉市中央２丁目５－２	同上

〔教示〕　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、審査庁（経済産業大臣）に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

解　散　命　令　公　告

別表の左欄に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており（又はその所在が知れず）、中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき行った解散命令の要旨を別表右欄のとおり公告する。

平成30年３月29日　　中国地方整備局長　川﨑　茂信

別　表

名称及び主たる事務所の所在地	命　令　の　要　旨
シーエス・ネットワーク協同組合 岡山県倉敷市児島味野二丁目２番85号	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
日海研協同組合 広島県呉市中央二丁目５番２号	同上

〔教示〕　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、審査庁（国土交通大臣）に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月29日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	提供範囲	地図情報レベル	摘要
火山基本図データ	平成30年	新潟焼山	25000以下	平成29年測量
〃	〃	焼岳	〃	〃
〃	〃	桜島	〃	〃
〃	〃	弥陀ヶ原	〃	〃
〃	〃	霧島山	〃	〃
〃	〃	口永良部島	〃	〃
地理院タイル（火山基本図データ）	〃	新潟焼山	〃	〃
〃	〃	焼岳	〃	〃
〃	〃	桜島	〃	〃
〃	〃	弥陀ヶ原	〃	〃
〃	〃	霧島山	〃	〃
〃	〃	口永良部島	〃	〃

備考　地図の提供開始日　平成30年３月30日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月29日　　国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	提供範囲	地図情報レベル	摘要
湖沼データ	平成30年	北浦・外浪逆浦	10000	平成８年改測
〃	〃	霞ヶ浦	〃	昭和63年～平成３年改測
地理院タイル（湖沼データ）	〃	北浦・外浪逆浦	〃	平成８年改測
〃	〃	霞ヶ浦	〃	昭和63年～平成３年改測

備考　地図の提供開始日　平成30年３月30日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。